

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略） <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第25条（略）</p>	<p>第1条～第25条（略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等） 第26条 この細則に規定する手続のうち、<u>日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等） 第26条 この細則に規定する手続について<u>電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとし、第1条第1項、第2条、第3条第2項及び第7条に規定する保険申込データシート</u>の提出については原則として<u>電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p>	
<p>別表1～別表6（略）</p>	<p>別表1～別表6（略）</p>	